平成 24 年２月 27 日

各　　位

会 社 名　北陸電力株式会社
代表者名　取締役社長　　久和　　進
（コード番号 9505 東証・大証一部）
問合せ先　総務部法務室訟務チーム
統括（副部長）水谷　和久
（TEL.　076-441-2511）

志賀原子力発電所２号機　低圧タービン羽根損傷に伴う日立製作所に対する損害賠償請求訴訟の和解解決について

本件訴訟について、本日、東京地方裁判所において、当社および相手方日立製作所ともに、裁判所からの和解勧告を受諾する旨を回答し、これにより、和解が成立し、本件訴訟は終了いたしました。

１．和解の内容（和解条項の要旨）

①日立製作所は、当社に対し、本件の和解金として、金６０億円の支払義務があることを認める。
②当社は、その余の請求を放棄する。
③当社および日立製作所は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

２．和解勧告受諾の考え方

当社としては、以下の考え方から和解勧告を受諾することといたしました。

〇裁判所から強い和解勧告があったこと。また、和解金額は、裁判所が提示したものであること。
〇日立製作所は、当社の原子力事業運営上の重要なパートナーであり、早期に訴訟を終了させて、関係を正常化することが当社の事業遂行上有意義であること。
〇今回の和解勧告に応じず訴訟を継続した場合、審理の長期化は必至であること。

参考資料：志賀原子力発電所２号機　低圧タービン羽根損傷に伴う日立製作所に対する損害賠償請求訴訟の概要

以　上

参考資料

志賀原子力発電所２号機低圧タービン羽根損傷に伴う
日立製作所に対する損害賠償請求訴訟の概要

１．本件事象の概要等

（１）本件事象の概要

平成１８年６月１５日、中部電力株式会社・浜岡原子力発電所５号機において、低圧タービンで１本の羽根が折損・脱落し、原子炉が停止したトラブル調査で、当該羽根以外にも複数の羽根に損傷が認められた。６月３０日に、同型式のタービンである志賀原子力発電所２号機（以下、「２号機」という）に対して原子力安全・保安院より、点検するよう指示があったことを受け、２号機は同年７月５日に発電を停止した。

調査の結果、３基の低圧タービン（以下、「本件タービン」という）の第１２段の羽根８４０枚のうち２５８枚の羽根根元取付け部に、ひび割れ又は折損を確認した。なお、第１２段以外の羽根及び車軸等には、ひび割れ等の異状はなかった。

（２）損傷原因

試運転中に実施した負荷しゃ断試験時の低圧タービン内における「蒸気流の乱れによる不規則な振動（ランダム振動）による応力」と「一時的な蒸気の逆流（フラッシュバック）による羽根の振動による応力」が重なり合ったことにより初期のひび割れが発生し、その後の低負荷運転・負荷しゃ断試験等に伴い繰り返し加わった応力により、割れが進展したものと特定した。

（３）復旧

短期的な対策として、第１２段の静翼および動翼を取り外し、整流板※1を設置して、平成２０年５月１６日に発電を再開した。

その後、第３回定期検査（平成２３年３月１１日開始）において、恒久的な対策として、低圧タービン第１２段の動翼を新翼に変更し、それ以外の段の翼及びロータは従来設計により新たに製作して取り替えた。また、第１２段の静翼については新翼に合わせた形状のものに取り替えた。

※１　静翼・動翼がある場合と同等の蒸気の圧力降下と流れを整えるための穴が多数開けられている板

２．訴訟に至る経緯

○平成１８年１２月

本件タービンを納入した株式会社日立製作所（以下、「日立」という）に対して、「瑕疵修補・修補に関連する作業実施」「火力焚き増し費用等の間接損害の費用負担」についての協議を申し入れ。

○平成１９年６月

「瑕疵修補・修補に関連する作業実施」は日立の責任と費用負担で行うことで合意。

○平成２１年５月

「火力焚き増し費用等の間接損害の費用負担」について日立との協議が不調に終わったため、日立に対する損害賠償請求訴訟を提起。

３．訴訟の概要

提訴年月日	平成２１年５月２６日
裁判所	東京地方裁判所
請求内容	＜訴状＞ ２０２億円※2及び法定利率による遅延損害金
	＜請求拡張申立書（平成２３年１月３１日付け）＞ ３３７億円※3及び法定利率による遅延損害金
期　日	平成２１年７月２７日　第１回口頭弁論期日 以降　計９回の口頭弁論を実施

※２　２号機が停止した期間の火力焚き増し費用等。

※３　※２に、整流板での運転による、２号機の出力減少期間の火力焚き増し費用（約135億円）を追加。

４．両当事者の主張骨子

（１）当社の主張

本件タービンの羽根損傷により、２号機は停止及び出力減少を余儀なくされ、これにより、当社には火力焚き増し費用等の間接損害が発生した。

本件請負契約の規定は、修補とともにする損害賠償請求権を排除するものではない。本件請負契約の規定に基づき当事者間で協議を行っても合意が成立しない場合には、発注者である当社は、修補とともにする損害賠償請求権を行使できる。

したがって、日立は、当社に対して、修補とともにする損害賠償責任を負う。

（２）日立の主張

本件請負契約の規定から、修補とともにする損害賠償請求権は排除されている。

したがって、日立は、修補とともにする損害賠償責任を負わない。

以　上